

## 唐代に於ける一禁令の解釋に就いて

小野 勝年

此處に唐代に於ける一禁令といふは、新唐書卷五十四、食貨志に

貞元初。駱谷・散關禁行人以一錢出者。

とあるものを指す。この禁令は既に故桑原博士が注意して、銅錢の外國流出禁止のものと解釋されて居る。即ち「唐宋時代の銅錢」に於ては

「西域吐蕃南詔方面に銅錢の流出するを防止する用意ではあるまいか」〔東洋文明史論叢二二〇頁〕、と記し、又「蒲壽庚の事蹟」〔三十四頁〕に於ても同様の言葉を繰返して居られる。この解釋は一部の人のその儘に認めて居るところではあるが、果して斯様に解釋するのが正しいであらうか。これに就いては疑點のない譯ではないので、此處に批判を加ふると共に自己の見解をも附することゝした。若し大方の叱正を仰ぐことを得るならば自分にとりには望外の幸である。

支那の文獻に於ける普通の書方から推すならば、貞元の初といふは、貞元元年即ち唐の徳宗時代西

曆七八五年の意である。偕てこの禁令が貞元元年に發せられたものではなかつたと云ふ積極的な證明の出來ない以上は先づこれを貞元元年に實際行はれたものと解して差支はないであらう。果して然らばこの禁令の文字上の意味は駱谷や散關を通行して他に出づる者は僅少な錢と雖も携帶するを許さぬとの意であらう。

此處で駱谷・散關の位置を一應明かにする必要がある。元和郡縣志卷二、京兆府の條には

駱谷關在〔墊屋〕縣西南一百二十里。武徳七年開駱谷道。以通梁州。在今關北九里。貞觀四年移于今所。

とあつて、駱谷は陝西省鳳翔府墊屋縣の西南にあたり、關中地方から梁州、即ち同省の漢中府南鄭縣地方へ通ずる道に在つたことが知られる。又散關に就いても同條に

散關在〔寶鷄〕縣西南五十二里。

とあり、駱谷と同じく鳳翔府に屬して居たことが記されて居る。これを地圖に當つてみれば、何れも秦嶺山脈に在つて、關中から漢中へ出づる孔道を扼して居る。従つて其の位置は關中地方より漢江に沿ひ揚子江流域地方に出づる場合、或は嘉陵江に沿ひ巴蜀地方に向ふ場合等に於ける交通幹線に臨んだ重要な關であつたことが直ちに窺ひ得られる。この關の歴史地理上の重要性に就いては既に清の顧祖禹の讀史方輿紀要に詳細に記されて居る。それによると、駱谷散關は關中と漢中とを通ずる三大交通

幹線即ち褒斜・儻駱・子午道中前二者に位置し、駱谷は鳳翔府の整屋縣から洋州府の興勢縣へ通する儻駱道にあつて、唐の太祖の武徳年間に開發され、太宗の貞觀年間にその位置を少しく移したが、その後變化なく、「興元以後關中多故、毎に駱谷により興元〔南鄭縣〕に幸す」と記されて居る。徳宗時代以後、關中に事あれば天子はこの道により難を避け、現に徳宗も涇原の兵亂に際しては、先づ奉天〔陝西省乾縣東〕へ蒙塵され、次いで梁州〔興元府〕へ行幸した。

又散關は褒斜道に當り、古來關中と巴蜀とを結ぶ重要地點である。顧祖禹は又この地が「秦と蜀との嚆喉をなして、南山は藍田から西してこゝに至つて盡き、更に西すれば沔・渭兩水の滎流がある。即ち關は山川の會に當つて南北の交を扼し、北はこれを得なければ梁・益を啓くことなく、南はこれを得なければ以つて關中を開くことになし。蓋し禹迹以來の孔道である」といひ、更にこれを歴史事實に徴して、遠くは諸葛亮が魏を征伐した場合、近くは宋金對立時代、元の南方侵略の際等に重大な係争地點であり、就中天寶十五載〔西曆七五六〕安祿山の反亂に當つて玄宗皇帝が此處から蜀へ蒙塵したことを述べて居る。

以上記すところに據つて駱谷散關の位置が略明かにされたとすれば、此等は支那の内地にある關であつて、邊境にあるものではないことが了解される。

偕て、此處で禁令の本文に立戻つて考へるに、駱谷散關が支那内地にある關であつて邊境にあるも

のでないとすると、これを南詔や西域や吐蕃への銅錢流出防止の禁令と直ちに解すべきであるか否か問題であらう。少くとも二關の地理上の位置から推してこれが西域への交通路を扼して居たものとして解すべき理由は認め得られぬ。

そこで吐蕃と唐との交通路に就いて一考しよう。先づ安史の亂以後、殊に代宗德宗時代に亘つて盛に唐に入寇した吐蕃の侵路を辿ると一は青海方面より蘭州を中心とする河隴地方に出で、或は渭水に沿うて鳳翔長安に迫る場合、或は黄河に沿うて河套南邊に至る場合と、他は西藏より直ちに四川地方の雋・黎・雅等の諸州を侵すものがある。後者は今日四川方面より打箭爐を通つて拉薩に入る路と略合致すると思ふ。

當時吐蕃の主都は邏些と記されて居るから今日の拉薩と同一であることは疑ひがない。主都への交通路を當代の記録から推測すると長安からは主として青海を過ぐる道に由つた如くである。當代の記録といつても勿論一二に止まるのみではあるが、先づ道宣の釋迦方志が卷上に擧げられる。これは入竺の道程を記述するのが直接目的であるから、青海を經、吐谷渾を過ぎ、吐蕃に達し、尼波羅に出づる道を記して居る。この道は王玄策も曾て往還して居り、和蕃公主として吐蕃に降嫁した文成、金城の二公主の如きも恐らくこの道筋に由つて邏些に至つたと考へられる。次に時代は降るが穆宗の時、吐蕃に使した劉元鼎の紀行文が新唐書吐蕃傳下に載つて居る。その時彼が通過した地名は今日何處に

比定すべきか明かでないものもあるが、青海を通つたことだけは確實で、其處から吐蕃の夏の牙庭たる麋谷といふ地に到つて居る。

偕て、上記の如く入吐蕃路には二主要路があり、就中青海地方を通過するものが長安地方からの交通に際して使用されたことが認められるならば、上掲の禁令を以て銅錢の吐蕃へ流出するを防止するものとする解釋は聊か當らぬ。但し、四川方面から吐蕃へ流出する場合のみは問題として残ることゝなる。これに就いては以下南詔の場合と合せて考へて見ることゝする。

唐と南詔との交通路に就いては幸に懿宗時代の著といふ樊綽の蠻書にその道順が記載されて居る。これによると何れも四川の成都を起點とするもので、一は成都から雅・黎・萬州を経て會川〔四川省會理縣〕に至り、弄棟城〔雲南省姚安縣〕を過ぎて雲南城・太和城〔大理〕に出づるものと、他は成都から泯江の下流に沿うて戎州〔四川省宜賓縣〕に出で、其處より曲州、靖州等の地を過ぎ拓東〔昆明〕に至るものがある。<sup>③</sup>

資治通鑑卷二百三十四、徳宗の貞元九年の條によると、

雲南王異牟尋遣使者三輩。一出戎州。一出黔州。一出安南。各齎生金丹砂。詣韋臯。金以示堅。丹砂以示赤心。三分臯所與書爲信。皆達成都。

とある。これは南詔王が使者を遣はして、當時劔南西川觀察使の韋臯の處に詣らしめた記事である。

劔南西川觀察使は成都に治したから、この三方面から成都に至つたのであるが、蠻書の記載と一致すると思はれる路は戎州に出づるものだけである。他の黔州に出づるものに就いて考へるに、この地は唐代黔州都督府の設置されたところであつて、今の四川省彭水縣にあたり、黔江に臨んで、南は貴州の境に近く、西は巴即ち重慶との交通に便である。従つて少しく廻り道になるとしても成都から南詔へ交通する場合には屢々利用されたと思はれる。が、それは何れとするも、是等の道は主都長安を起點とする場合、駱谷散關を通つた後、次に踏むべき道程であることは疑ひのないところであらう。

されば上記の禁令を以て南詔への銅錢流出防止の爲として解釋することは、少くとも地理的な條件からは一應認め得るのである。但し、これは四川を通つて吐蕃へ流出する場合の想定と共に單なる地理的な事情にのみ基くものである點を強調せねばならぬ。

斯様に考へて來ると當然他の事情を考慮せねばならなくなるであらう。そこで第一に貞元年間前後に於ける唐と吐蕃及び南詔との關係を見ることとする。

先づ唐と吐蕃との交渉に就いて考へてみると、當時は言ふ迄もなく西藏民族が有史以降最も活動し發展した時代であるから、漢土との交渉も繁く、殆んど他に比較すべき時期を見ない程であつた。唐の太宗は文成公主を和蕃公主として降嫁せしめ、高宗も亦瑯琊公主の孫を尙せしめ、更に中宗の時に金城公主が彼地に送られて居る。唐はかくの如き懷柔策を行ふと共に邊境の警備を充實せしめ、殆

んど玄宗時代迄吐蕃に侵入の餘地を興へず、一面から見れば兩者の關係は略平和的であつたと云ひ得る。然るに玄宗の末年に至るとタラスの敗戦があり、南詔遠征の失敗があつて、對外發展も既に後退しつゝあつたのみならず、邊境警備に於ても諸種の缺陷を生ずるに至り、他面又國家社會の内に醸成された幾多の矛盾は何等かの機會があらばそれに乘じて爆發すべき情勢に至つて居た。謂ふまでもなく安史の亂がこの契機を作つた。この内亂に際して、當時の隴右河西節度使哥舒翰はその地の戍卒を率ゐて、これが鎮定に力をつくすこととなり、この結果其地方の警備は閑却されて、行届かざるに至つた。肅宗の至徳元載〔西曆七五六〕に於ける吐蕃の入寇はこの缺陷に乗じたもので、以後殆んど寧歲なきまで屢次入寇して居る。殊に代宗の廣徳元年〔西曆七六三〕の入寇の如きは、河西隴右の地を盡く陥入れるに止まらず、その十月には長安に長驅し、卽位の座暖まらぬ天子も倉皇として陝州へ蒙塵するの止むなき有様であつた。この入寇は唐の待遇に對して不平を懷き、遂に同年反亂を惹起した朔方節度使僕固懷恩と相呼應するものゝ如く、その後二年卽ち永泰元年には懷恩は吐蕃を始め、回紇・党項・吐浴渾等を導いて三道卽ち一は奉天に向ひ、一は同州に出で、一は鹽屋を侵し、更に一舉して長安を屠らんと入寇して居る。

以後大曆年間に於ても吐蕃の入寇は絶ゆるなく、二、三、八、九、十、十二、十三、十四と連年に互つて行はれて居る。而もそれは關中地方に限らず、西山八羌や南詔を伴つて、四川の瀼・黎・雅・

邛の諸州をも侵して居るのである。

吐蕃の入寇は代宗時代を以てその頂點に達した觀があり、徳宗の初年に及ぶと兩者の間には和平の曙光が認められるやうになつて來た。徳宗は大曆十四年〔西曆七七九〕即位するや、和蕃策として韋倫を吐蕃使に命じ、俘人五百人を返還せしめ、更に建中二年〔西曆七八一〕には又崔漢衡を遣はして居る。有名な清水の盟によつて兩國の境界條約の締結されたのは實に四年正月〔西曆七八三〕のことであつた。

偕て、禁令の發布されたのは貞元元年のことであるから、建中四年はそれに先立つこと二年である。されば貞元元年頃は比較的兩者の間は平穩であつたといふことが出來ぬでもない。然し、貞元二年には再び入寇し、陝西地方は相當の厄を蒙つて居り、四年にも亦それが繰返され、六年には周知の如く方面は稍々異なるが安西地方陥落のことがあつた。

彼の李泌が連年に互る入寇に苦しみ、廻紇・天竺・大食・南詔と連和して、吐蕃の勢力を壓迫せんとの方策を考へたのもこの間のこと<sup>④</sup>で、清水の盟の如き條約締結のことがあつたにも拘はらず、入寇掠奪繁く、大勢としては、未だ彼我の間に公的通商の行はれる情態には立ち至つて居なかつた様にも推測される。

次に唐と南詔との關係をみるに、その重要性を帯びるに至つたのは開元末年以降のことで、南詔即



ち六詔中の蒙舍詔なるものが他の五詔を統一し、太和城に都したのは實に開元二十七年(西曆七三九)のことであつた。然るに當時劔南節度使なる鮮于仲通や雲南大守の張虔陀等の招撫策が宜しきを得なかつた結果、天寶九載には張虔陀は南詔のために殺害され、十載には鮮于仲通は兵を率ゐて干戈を交へて居る。この戦は遂に南詔をして吐蕃に結ばしめ、唐に對して敢然反抗的態度をとらしむるに至つた直接原因をなして居る。かくて十二載には楊國忠の南詔征伐が行はれ、直接指揮に任じた李宓は、太和城に敗戦し、唐は却つて逆に襁州を侵されるやうな次第であつた。當時唐軍が苦戦した有様は、白居易の新豊折臂翁といふ詩に巧に詠まれて居ることは餘りにも有名であらう。謂ふまでもなくこの南詔征伐は安史の亂の一主要原因として數へられて居る程の大事件である。

唐と斷つた南詔はその後吐蕃と共に屢々唐の邊境をおびやかして居る。然し乍ら内實に於ては吐蕃の課する賦役徵兵の繁重に苦しみ、寛容な唐の朝廷に漸く心を傾けるやうになりつゝあつたのである。この時劔南西川の觀察使に任じた韋臯は、廟堂に立つ李泌の意を體して、吐蕃と南詔とを離間し、後者を懷柔せんと努めた。かくて貞元四年始めて離間策は成功し、以後數度に互る招撫によつて、同十年にはその王異牟尋の入朝となつて、兩國の關係に一時期が劃されるに至つた。

以上貞元前後に於ける兩國交渉の大體である。但しこれによつて直ちに兩國間に如何なる程度の通商が行はれて居たか明確にすることは困難である。要するに四圍の情勢から考へて私的に通商が行は

れて居た程度のものと思はれる。

然しだからと云つて、此處に問題とする禁令を以て吐蕃や南詔に銅錢の流出するを防止するものと解釋するのは如何であらうか。繰返すことゝなるが、何故ならば駱谷散關を経て吐蕃南詔に達する道は先づ漢中に出で四川を通過せねばならぬからである。のみならず漢中から漢江に沿うて下ると長江流域地方へ達することも出来るからである。尤も此の場合は主として藍關を過ぎたのであつたが。駱谷散關を通り直接達する地方が四川方面であり、或は長江流域であつて、南詔吐蕃へ達するのにはこれ等の地方を過ぎた後のことであるとするならば、前地域と上記禁令との關係に於て別な願慮が拂はねばならぬ。何故ならば南詔吐蕃方面への銅錢流出防止の爲に第一關門たる駱谷散關に於て早くも銅錢の携帶を禁ずる等のことは、用意とは云へ餘りにも早過ぎるから。

唐代に於ける長江の流域——南支那と換言してもよい——の殷盛はその原因として遠く晉室南遷に據る地方開發に溯り得るが、近くは安史の亂を數へねばならぬ。北支那に荒れ狂うたこの動亂は南支那の文化的經濟的位置の優越性を動かすべからざるものとした。これ等に就いては桑原博士の諸名篇に讓ることゝして、こゝでは唯玄宗時代の狀況に關するもの、即ち唐書卷三十一、天文志に掲載された僧一行の記述を思ひ起すことゝする。

それによると、四川甘陝山西地方は用武の地、黄河中下流域は用文の地、長江流域は貨殖の地だと説いて居る。これは固より彼の地理説ではあるけれども、當時の支那を三分してよくその特徴を示して居る。開元時代に於て既に貨殖の地として擧げられた長江流域に就いてはその經濟狀態を更めて問題とする必要はあるまいから、用武地として數へられた四川のそれに聊か觸れてみよう。

史記卷百二十九、貨殖傳をみると

巴蜀亦沃野。地饒扈蓋・丹砂・石・銅・鐵・竹木之器。南御滇粵。獐僮。西近邛笮。笮馬旄牛。然四塞。棧道千里。無所不通。唯褒斜縮散其口。

とあり、司馬遷の時代に於て早くも巴蜀の肥沃な有様が窺はれる。

巴蜀が古來産業に秀でて居たことはこの記載以外猶幾多の文獻に據つて徵證することが出来るのであるが、これを近時の朝鮮樂浪發掘の遺物からも證據立てることが出来るであらう。即ち出土漆器の銘文中には、蜀郡西工とか、蜀西工とか、或は廣漢郡工官等の銘辭の記されたものがあつて、漢代官立の製造所が四川に置かれたことが明白に證據立てられ、それから更に産業の隆盛を推測せしめる。唐代に至るも依然産業は殷盛を續けた。試みに新唐書地理志を繙けば、農作物は固より、麻、綿等の織物就中絹織物に於ては右に出づるものなき有様であり、此の他麩金、鹽、茶、藥種、紙、麝香等の夥しい産額が推測される。

徳宗は朱泚の亂に際して經驗した窘乏が忘れられず、長安に歸還した後、聚斂を專にしたので、諸方の藩鎮はそれに乘じ税外の方圓とか、用度の羨餘とか稱して盛に進奉を行ひ、恩幸を求めたことは有名な話であるが、就中李兼と韋阜とは月進日進と稱された程繁く進奉した。韋阜は前述した如く劔南西川觀察使である。彼の行つた進奉の據るところは恐らく常賦を割留するとか、百姓に重課するとか、或は自ら商賈を營むとかの何れかであつたであらうが、日進と名付けられるやうな頻繁なる進奉を可能ならしめたものは先づ巴蜀地方の富有に歸さなければなるまい。かくの如き富有は長江流域に雁行して早くより貨幣經濟が發達しつゝあつた地方であることを推測せしめるに充分である。而もそれは單なる推測に止まるものではない。即ち武宗の會昌五年の赦文に、

如聞兩川租稅盡納見錢。蓋緣人多機巧。物皆纖麗。凡所織作。不任軍資〔全唐文卷七十八〕。

とある記事によつて窺ひ得るであらう。この赦文は固より四川産出の絹織物が高級に過ぎ折納に適しなかつた結果、租稅は盡く現錢納であつた事情を物語つて居るに過ぎない。然し乍らこれは一面この地の貨幣經濟の一般化を前提とするのでなければ到底理解し難い事情ではあるまいか。

要するに駱谷散關を通つて、先づ至る所は四川とか長江流域地方などである。此等の地方は安史の亂以後續いて起つた戰亂の直接的打撃を北支那地方程は蒙むることなく、而も元來經濟狀態に恵まれて居た。然らば縱令銅錢國外流出の事實があつたとしても、此の禁令を以つて、國外流出防止の禁令

とするのは如何であらうか。自分は此の禁令を以つて對國內帶出禁止の令文として解し度い。

無論統一國家内に於て一地方より他地方へ銅錢を携帯するを禁止するが如きことは一應有得ぬ禁令と思はれぬでもない。然し乍らかく考へることは決して誤りたとは思はれない。それは左の記事によつても亦裏書されるからである。即ち、貞元十四年の鹽鐵使李若初の奏文によれば、

諸道州府多以近日泉貨數少。緡帛價輕。禁止見錢。不令出界。致使課利有缺。商賈不通。請指揮見錢。任其往來。勿使禁止〔唐會要卷八十九〕。

とあつて、當時泉貨の數が少なかつた結果、諸道の州府は現錢を持つて自己の境界以外に至るを禁止した事實が現に存して居るのである。——この記事と同一内容のものは後に掲げる如く新唐書食貨志にもある——。

偕て、この禁令の理解をより深からしめる爲には當時に於ける國家財政の有様を顧るのが好都合だ。

安史の亂以前に於ても既に國家財政の紊亂は看取されるが、亂後の疲弊には比すべくもなかつた。大亂以後續いて起つた蠻夷の入寇に備ふる軍隊の出勤は、府兵制度の崩壞に伴ふ傭兵の出費と相俟つて軍事費を極度に増大せしめ、加之廻紇懷柔策として屢次行はれた馬市の如きも大亂後の支出として

新項目に加はつた。然るに國民一般の納稅負擔力は荒廢の後を受けて極度に低下して居た。而も亦反軍の降將を以て任じた盧龍〔幽州〕・成德〔恒州〕・魏博〔魏州〕・平盧〔青州〕・淮西〔蔡州〕等の節度使の横暴がある。彼等は官吏を自ら任命し、税金を賦し、朝獻を肯せざる場合が多かつたので宛然敵國の觀があつた。

これ等節度使の驕慢に對しては代宗も固より膺懲の志を懷かぬわけではなかつたが、社稷の安危に關する重大事件が關内を絶えずおびやかした爲、その傍觀を餘儀なくされて居たのである。重大事件とは僕固懷恩の反亂、廻紇の入寇、就中吐蕃のそれである。代宗一代は殆んど此等の事件に奔命し、藩鎮の跋扈に對しては彌縫策以外に施す術はなかつたのである。

然るに德宗が即位するや、既に懷恩の反亂は鎮定し、吐蕃關係も亦好轉して、一時的とはいへ平和の曙光が見ゆるに至つた。此の機に臨んで、德宗は専ら節度使の彈壓に傾倒し、一舉に問題を解決せんとあせつたのである。然し四圍の事情、殊に人民の疲弊、財政の窮乏等を顧みるならば事の遂行は時期勿急に過ぎたと云はねばならぬ。而も上記諸節度使の側にあつても婚姻等によつて互に結び、連衡して朝廷と對抗するの氣勢を有するに於てをや。

建中二年〔西曆七八一〕成德節度使李寶眞は没し、その子惟岳が父に代らんことを朝廷に求めたが、德宗の容るゝところとならないので、魏博・淮西の節度使を誘つて朝命を拒むに至つた。朝廷は馬燧・

李抱眞・李晟等を遣して討伐せしめたが、反軍は優勢を持し、翌三年には魏博の田悅〔魏王〕・盧龍の朱滔〔冀王〕・平盧の李納〔齊王〕・成徳の王武俊〔趙王〕等は各々立つて王と自稱し、淮西の李希烈も亦天下都元帥と自らを呼ぶに至つた。

かくの如く反亂が河北河南に擴大した爲、朝廷の出費は莫大な額にのぼり、その結果としてこゝに財源の問題が起つたのは當然のことといはねばならぬ。

安史の亂以後歳入の大半は専ら鹽の專賣の如き間接税に依寄し、亦劉晏の如き名財政家が居たことは餘りにも周知のことである。又建中元年には楊炎の議に據つて兩税法が採用されることとなり、租税徴收に於ける劃期的な制度が施行されるに至つたことに就いても今更言を費す必要はあるまい。然しこれ等の賦税法にも拘らず、藩鎮討伐の急なるに於ては到底これのみに頼つて居る譯にはゆかなかつた。

先づ竹木茶漆の課税——これは當初常平本錢に充つべきものであつたが戦費に流用された——、内關税の徴收、兩税額の増加、率貸〔富商よりの強制的借錢〕、榷酤、榷鐵<sup>⑧</sup>、税間架〔家屋税〕、除陌錢〔商税〕等の諸税目を擧げることが出来る。これ等の新税或は増税は悉く一般人民の負擔に歸するのであるから、彼等の苦痛は實に甚だしいものであつたと云はねばならぬ。

加之、建中四年突如として關中に起つた兵亂がある。これは藩鎮討伐に向ふ涇原節度使姚令言の部

下が、朝廷の冷淡な取扱に憤慨して起した亂で、遂に發展して朱泚の亂となるに至つたものである。この時徳宗は奉天に蒙塵し、次で梁州に向ひ、十ヶ月後漸く長安に歸ることを得たのであつたが、一時は唐の社稷も累卵の危きにあつた。

次に又これ等兵亂と前後して生じた天災を擧げねばならぬ。建中以後貞元の初年に至る數年間、殆んど連年、旱蝗の害するところとなり農作物は不作であり、李泌の言を借るならば興元元年〔西曆七八四〕の如きは「今天下旱蝗。關中米斗千錢。倉廩耗竭」すと云ふ有様であつた。貞元二年の四月頃は關中の倉廩が竭きて、禁軍の兵士が「吾を軍に拘して糧を給せず。吾は罪人なり」とまで怨言するに至り、江淮轉運使韓滉がその地の米穀を運んで、河南の陝州に達した際、これを聞いた徳宗が皇太子に向つて「米已至陝。吾父子得生矣」<sup>⑨</sup>と云つたといふ話の如きは當時の窮狀を最も如實に物語るものであらう。

兵禍と聚斂と天災、これが安史の亂以後徳宗の初年に至るまで絶えず繰返されて、人民を塗炭に陥らしめたものである。

さればこゝに掲げた禁令の如きもかゝる情勢の内に於て發せられたものであることは言を俟たぬ。果して然らばこの禁令は關中地方の荒廢に原因するものであり、而も禁令の性質から此地方の錢荒が推察されるのである。然し乍ら、唯この禁令と錢荒とを結び付けて考へるのみでは猶充分の理解では



ないと思ふ。

唐代の租税制度の變遷を大觀する時、前後二期に區別することが出来るのは何人も一致した點であらう。即ち租庸調の法と兩税の法である。謂ふまでもなく前者に於ては租には穀を納め、庸には力役に従ひ、調には布帛を貢するを原則とする。この制度が如何なる程度まで均田法と有機的な結合をして居たものであるかは暫く論外に置き、この税法は納税者即ち人民の多數を占める農民が自ら有し、自ら産するところのものを支配者に提供するものであることを注意する必要がある。然るに兩税法に於ては豫め支出を計上して、その額に應じて人民に負擔せしめる制度である。而もその額は錢を以て計つた。錢は納税者の自ら有し、直接産するところのものではない。尤も楊炎の定めた時には錢穀を以て額を定めたのであつて、建中元年の兩税の収入は錢三千萬緡、穀二千餘萬石ではあつたが。然し、假に一石を五緡の割合で計算すれば錢三に對する穀一となり、錢による場合が遙かに多かつたと云ふことが出来る。要するに大體からではあるが、兩税法に於ては原則的には錢を以つて納むるものであつたと謂ふも差支はないやうである。このことは租庸調法との差違を比較する際に先づ看過すべからざる點である。

この差違は戸税の場合を例とするも亦同様に看取出来る。新唐書卷五十一、食貨志には

貞觀中……商賈無田者。以其戶爲九等。出粟自五石至五斗爲差。

とあつて、國初専ら商人に課した戸税が穀を以て納入されて居たことが知られる。これに對して代宗の大曆四年の戸税の令文は全く錢を以て納入すべきこととなつて居る。

以上記した税制の相違點はその背後に存する經濟的情勢の發展を窺ふのに最も都合が宜いであらう。何故ならばこの相違こそ自然經濟的色彩から貨幣經濟的色彩への遷移を如實に物語るものであるからである。

このことは又新唐書卷五十二、食貨志に掲載された楊於陵の言葉からも例證されると思ふ。それによれば、

大曆以前。淄青・太原・魏博雜鉛鐵以通時用。嶺南雜以金銀丹砂象齒。今一用泉貨。

と云つて居る。これは直接には銅錢流通地域の擴大を説いたものではあるが、他面銅錢使用の盛行を物語る例とするも差支はないであらう。

偕て、自分は自然經濟的色彩より貨幣經濟的色彩への過渡期はこれを大曆以降に求むるよりも寧ろ開元天寶の盛世に求むるを妥當と考へる。此事は唐代に於ける全體的潮流の内に看取し得るのであるが、卑近な例に徴しても容易に理解出來やう。即ち

開元中。天下鑄錢。七十餘鑪。歲盈百萬。今〔穆宗時代〕纔十數鑪。歲入十五萬而已〔新唐書卷五

## 十二、食貨志)

と云ふ楊於陵の言、或は天寶時代には歲鑄三十一萬七千緡、貞元年間には十三萬五千緡〔同書卷五十四〕とあるがそれである。此の數字が果して如何なる點迄で確實性を有するか、遽かに定め難いとしても、玄宗時代に最も鑄錢額の多かつたことは否定し得ない。一説として貨幣經濟が一般に浸潤して行く直接原因は鹽の專賣制度實施に據るといふ見解がある。成程鹽は萬人の必需品である。而も之を求むる爲には必ず錢を以つてしなければならぬとするならば、人民は各自何れも錢を必要とするであらう。唐では鹽の專賣されたのは第五琦が諸州權鹽鐵使に任じた時、即ち肅宗の乾元年間のこと、考へられる。だから此事を以つて貨幣經濟に於ける一劃期的な事件とも考へ得ぬ譯ではない。然しながら鹽の專賣が錢によると云ふ事實は一面に一般的貨幣使用が既に行はれて居たといふことを豫想することなしには理解出來ぬ。だから玄宗時代最も鑄錢額が多かつたこと、併せ考へて、先づ此時期を過渡期と考へて大過あるまいと思ふ。

然し乍ら、貨幣問題が政治上實際に重要な位置を占むるに至つたのは勿論大曆以後のことであつた。戰亂とか、重税とか、天災などが相續いて起り、加之惡錢の鑄造、私錢の横行、産銅額の減少、銷錢の増大、鑄造額の減少、富人の蓄錢、海外流出等諸種の事情と相俟つて、當時税法改正の結果として錢納、或は折納等の問題も生ずるに至つた。

これに關して深く立入る餘裕はないが、要するに貨幣、物價、折納等を繞つて新に起つた政治上の問題は舊來とは著しく形態を相違したものである。かゝる新情勢は固より諸般の史的發展の中に成長したものであるが、特に經濟的方面から觀察するならば、上記した如く自然經濟的色彩から貨幣經濟的色彩への發展を考へることなしには理解され得ない性質のものである。當時の爲政者はこの問題に就いての對策に種々腐心したであらう。此等の意見に就いては當時の詔勅を初め、其他二三の文集<sup>⑩</sup>中の記載を通じても窺ふことが出來、更に杜佑の言などによつても知られる。彼はその著通典に於て

夫理道之先。在乎行教化。教化之本。在乎足衣食。易稱聚人曰財。洪範八政。一曰食二曰貨。管子曰倉廩實。知禮節。衣食足。知榮辱。夫子曰既富而教。斯之謂矣〔卷一〕。

と先賢の名言を引用して、食貨問題が個人生活に止まらず國家生活に於ても同様に最も根本である點を力説し、食貨典を以つて通典の篇首に掲げて居る。これは直接には彼の識見の高邁を示すものであるけれども、當時の經濟問題に對する一般的關心の高揚をも窺ふことが出來るものである。猶、國計簿の作成の如きも中唐以降に屬することを一言注意する。然しながら爲政者一般の經濟に對する理解の水準が如何なる程度であつたか此等のみによつては充分に知るを得まい。

それに就いて興味ある記述を紹介しよう。即ち韓退之の進士策問十三首中に、  
問。人之仰而生者穀帛。穀帛豐無飢寒之患。然後可以行之於仁義之途。措之於安平之地。此愚知所

同識也。今天下穀愈多而帛愈賤。人愈困者何也。耕者不多而穀有餘。蠶者不多而帛有餘。有餘宜足。而反不足。此其故又何也。將以之其說如何。

と質問が發せられて居る。質問の提出者たる韓退之がこれに就いて如何なる解答を持つて居たか、遺憾ながら直接には聞くを得ない。然しこの質問を讀んで興味を感ずる點は解答其物より寧ろ質問の提出にあるのである。

自然經濟時代に於ける體驗から云へば穀物布帛の産出が多いと云ふことは生活不安を招來する原因とは決してならなかつたのである。然るに當時の事情は舊來の經驗的知識のみを以てしては理解出來ぬ新しい情勢が生ずるに至つて居た。即ち收穫の増加が却つて生活を不安なものとするに至つたのである。そのことがこの質問中から看取されはしまいか。自然經濟時代に於て培はれた經驗的知識の所有者たる當代の爲政者中には勿論、既に相當進歩した見識を有したのもも少くなかつたと思ふ。然し一般的水準は質量ともに前代とは違つた經濟問題に直面して充分であつたとは思はれぬ。

徳宗初年に於ける關中地方の錢荒が上掲禁令發布の理由であることはすでに述べたが、統一國家内に於て一地方より他地方へ錢貨を帶同するを禁ずるかゝる令は單にそれのみを以てしては充分な理解と稱するを得ないといつたのはかゝる點が考へられる故である。即ち當代の經濟情勢と經濟知識との過渡的性質を理解する必要がある。關内より銅錢の出づることを禁ずるならば錢荒の急を救ふことが

出來るとのみ思ひ、その禁止によつて却つて交通貿易の澁滯を來たす點を顧慮しなかつた點が想到されはしまいか。左の記事もかゝる例證の一とすることが出来る。即ち新唐書卷五十四、食貨志には

〔貞元〕十年。詔。天下。鑄銅器。每器一斤。其直不得過百六十。銷錢者以盜鑄論。然而民間錢益少。繒帛價輕。州縣禁錢出境。商賈皆絕。

とあつて、これに依るも亦既に引用した李若初の奏文と共に各地方が互に錢の他地方へ出づるを禁止し、その結果却つて悪影響を蒙つたことが知られる。

猶又政治的方面から考へるならば、屢記せる如く、統一國家内に於て一地方より他地方へ銅錢の帶同を禁止する點を一應不合理とせねばならぬ。然し以下の様には解し得ないであらうか。安史の亂以後、後亂の極に達した税制の統一は楊炎に據つて兩税法としてあらはれた。統一といふ點から考へるならば、此事は恐らく中央政權の確立強固として解することが出来るかも知れぬ。然し實際はその税金が上供送使留州と三分され、朝廷に上るものを上供とし、藩鎮の費用に充つるものを送使（或は留都府などともいふ）<sup>⑩</sup>、州縣の費用を留州と稱して居た有様で、こゝには既に財政の分離独立的傾向が看取されるのである。

分離的傾向は又節度使に關しても窺はれよう。藩鎮の離反獨立の傾向は安史の亂以後、唐の政治上社會上に於ける大きな問題である。殆ど半獨立國の觀を呈して居た河北の三鎮と德宗との關係の如き

は上に述べた簡略な記述に據つても略窺ふことが出来るであらう。然るに憲宗時代に至つてこの三鎮も朝廷に歸順した。これは唐室の中興など、稱されて表面に於ては華やかな統一時代が現出した如く見える。然し實際は恰も落日の閃光に似て、開元天寶の盛時には比すべくもない。要するに安史の亂以後は統一國家の實が漸く薄れて、中央離反、地方獨立の傾向にあつたことは何人もこれを認めるに吝かではあるまい。貞元の爲政者の心にも不識々々かゝる傾向が萌して居たであらう。この禁令は自らそれらのことを語り、逆にそれらのことから又この禁令の理解は一層深まると思はれる。

最後に附言せねばならぬことは此拙文は唐代に於ける銅錢の國外流出の事實を否定せんとするものではない。かゝる事實は彼の苗族の銅鼓のことなどを想起するだけでも、文獻的徵證を俟つ迄もなく、直ちに首肯し得るであらう。自分は此處では嘗て其事實を證せんが爲に使用された一禁令をば從來とは異つた意味に於いて理解せんとし改めて取擧げた迄である。

註 ① 小林高四郎氏、唐代兩税法論考（社會經濟史學卷三、六號、四〇頁）

② 讀史方輿紀要卷五十三、陝西省西安府盩厔縣條

③ 蠻書卷一

④ 資治通鑑卷二百三十二德宗貞元二年條

⑤ 東方學報京都第五冊、梅原末治氏漢代漆器銘文集錄

⑥ 資治通鑑卷二百三十五、德宗貞元十二年條

唐代に於ける一禁令の解釋に就いて

唐代に於ける一禁令の解釋に就いて

第二十二卷 第一號 一一〇

⑦ 陸宣公翰苑集卷一、奉天改元大赦制

⑧ 資治通鑑卷二百三十一

⑨ 同上卷二百三十二

⑩ 稅錢一千八十九萬八千餘緡。穀二百一十五萬七千餘斛。(資治通鑑卷二百二十六)

⑪ 上上戶四千文。上中戶三千五百文。上下戶三千文。中上戶二千五百文。中中戶二千文。中下戶一千五百文。下上戶一千文。下中戶七百文。下下戶五百文(唐會要卷八十三)。

⑫ 陸宣公翰苑集卷二十二、均節賦稅恤百姓六條。韓昌黎文集卷三十七、錢重物輕狀。李文公集卷九疏改稅法。元氏長慶集卷三十四、錢貨議狀。白氏長慶集卷四十六、策林二。

⑬ 冊府元龜卷五〇二、邦計平糶